

# 公益社団法人日本都市計画学会 表彰規程

昭和 33 年 12 月 10 日制定  
平成 28 年 3 月 17 日改正  
令和 7 年 10 月 6 日改正

## 第 1 条 (総則)

この規程は、公益社団法人日本都市計画学会定款第 4 条第 6 号及び公益社団法人日本都市計画学会細則第 19 条から第 21 条までの規定に基づく表彰に関し必要な事項を定める。

## 第 2 条 (表彰の種類)

表彰の種類は、次のとおりとする。

### 1 日本都市計画学会賞 (以下「学会賞」という。)

- (1) 石川賞
- (2) 石川奨励賞
- (3) 論文賞
- (4) 論文奨励賞
- (5) 計画設計賞
- (6) 計画設計奨励賞
- (7) 年間優秀論文賞
- (8) 著作賞

### 2 特別功労表彰

- (1) 功績賞
- (2) 国際交流賞
- (3) その他

### 3 会長表彰

- (1) 都市計画実務発表会優秀賞
- (2) 優秀ポスター賞

## 第 3 条 (賞の対象)

各賞の対象は、次のとおりとする。

### 1 学会賞

- (1) 石川賞は、都市計画に関する独創的または啓発的な業績により、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をした個人または団体を対象とする。
- (2) 石川奨励賞は、都市計画に関する独創的または啓発的な業績により、今後の都市計画の進歩、発展に寄与しうる貢献をした個人または団体を対象とする。
- (3) 論文賞は、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献を認められる研究論文を近年 (概ね過去 3 年以内) 発表した会員 (個人) を対象とする。
- (4) 論文奨励賞は、都市計画に関する将来性・発展性が顕著な研究論文を最近 (過去 1 年以内) 発表した会員 (個人) を対象とする。
- (5) 計画設計賞は、都市計画に関する計画、設計、事業などに関する近年 (概ね過去 3 年以内) の作品で、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をしたものを対

象とする。

- (6) 計画設計奨励賞は、都市計画に関する計画、設計、事業などに関する近年 (概ね過去 3 年以内) の作品で、将来性・発展性のある優れたものを対象とする。
- (7) 年間優秀論文賞は、都市計画に対する学術的貢献が顕著な学術研究発表会論文もしくは一般研究論文 (過去 1 年以内) を対象とする。

- (8) 著作賞は、都市計画に関する近年 (概ね過去 3 年以内) の出版物で、都市計画の進歩、発展に顕著な貢献をしたものを対象とする。

### 2 特別功労表彰

- (1) 功績賞は、都市計画の進歩、発展に寄与したと認められる者 (個人) を対象とする。
- (2) 国際交流賞は、都市計画に関する国際的交流に貢献したと認められる者 (個人) を対象とする。
- (3) その他は、(1) (2) 以外で特別に表彰する必要がある者 (個人) を対象とする。

### 3 会長表彰

- (1) 都市計画実務発表会優秀賞は、都市計画実務発表会において、今後の都市計画の向上に資する優れた内容を有する発表を対象とする。
- (2) 優秀ポスター賞は、都市計画ポスターセッションにおいて、研究内容の意義及び達成度並びにその説明力に優れたポスターを対象とする。

## 第 4 条 (応募の方法)

学会賞のうち、石川賞、石川奨励賞、論文賞、論文奨励賞、計画設計賞、計画設計奨励賞及び著作賞の応募は、公益社団法人日本都市計画学会会員 (個人) の推薦または自薦による。

2 学会賞のうち、年間優秀論文賞、特別功労表彰及び会長表彰の応募の方法については、別に定める。

## 第 5 条 (選考の方法)

学会賞のうち、石川賞、石川奨励賞、論文賞、論文奨励賞、計画設計賞、計画設計奨励賞及び著作賞の選考は、表彰委員会にて行う。

2 学会賞のうち、年間優秀論文賞の選考は、学術委員会にて行う。

3 特別功労表彰の選考は、表彰委員会にて行う。

4 会長表彰の選考の方法については、別に定める。

## 第 6 条 (受賞者等の決定)

学会賞及び特別功労表彰の対象となる者、論文等 (以

下「受賞者等」という。)は、前条第1項、第2項及び第3項の規定により実施した選考の結果に基づき、理事会において決定する。

2 会長表彰は、別に定める方法により会長の承認を得て決定する。

#### 第7条 (表彰)

学会賞及び特別功労表彰の受賞者等の表彰は、原則として、定時総会会場において行う。

2 会長表彰の実施方法は、別に定める。

#### 第8条 (規程の変更)

この規程の変更は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この規程は、昭和33年12月10日から施行する。

(附則)

この規程は、昭和47年9月20日から施行する。

(附則)

この規程は、昭和59年2月15日から施行する。

(附則)

この規程は、平成3年3月29日から施行する。

(附則)

この規程は、平成10年3月27日から施行する。

(附則)

この規程は、平成12年3月23日から施行する。

(附則)

この規程は、平成14年3月8日から施行する。

(附則)

この規程は、平成18年4月21日から施行する。

(附則)

この規程は、平成20年5月16日から施行する。

(附則)

この規程は、平成23年11月18日から施行する。

(附則)

この規程は、平成27年9月8日から施行する。(平成27年9月7日 理事会決議)

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月17日 理事会決議)

(附則)

この規程は、令和7年11月1日から施行する。(令和7年10月6日 理事会決議)